

政策評価委員から出された主な意見等
(平成16年度公正取引委員会政策評価実施計画)

1 平成16年度に行う政策評価全般について

目標値の設定ができない場合であっても、定量的な評価を行うことはよい方向性だと思う。毎年定量的な数値を取っていけば、目標値の設定が難しくても、トレンドが見えるはずであり、そのことに意味がある。(田中委員)

施策の効果を測定するに当たっては、ある程度推測が入る部分はやむを得ない。霞ヶ関全体の傾向として、データを出すのは全数調査をした場合に限りてしまうことが多いが、抽出調査であっても、統計的にある程度以上信頼できるものであれば、データとして使用してもいいのではないか。そうしなければ、対社会的な施策の評価を行っても、全数調査によるデータがないという理由だけで行政内部に政策評価の結果が留まって公表されないということでは、意味がなくなるおそれがある。(田辺委員)

経済取引局の所掌事務のうち一般的な政策の企画立案に係る部分について評価を行っているものが少ないように感じる。経済取引局ではガイドラインの作成等行っていると思うが、今後の課題として、これらについても取り組んでいく必要があろう。(白石委員)

2 実績評価について

実績評価については、トレンドが見えづらくなることのないよう、各指標において対前年比が見える形にしていく必要がある。また、政策評価の結果を政策に結び付けていく観点から、これまでにあるデータだけでなく、新たに指標とすべきデータを考えていく必要がある。(田辺委員)

企業結合に係る届出・相談に対する処理状況の政策評価について、迅速化については、全体の何%がどの程度の期間で処理した等をはっきり示せばよいと思う。透明性については、事前に回答した数を指標とすればよいと思う。(田辺委員)

審判についての政策評価に際して設定すべき目標としては増大する審判への対応ということになると思うが、分析に当たっては、リソースのアロケーションの問題を重視するのだろうと思う。(田辺委員)

審判官の業務の効率性と審査官の業務の効率性が比例関係にあるのか、それとも反比例の関係にあるのか。例えば、審判官が業務の効率化を行い、今まで60日かかっていたものを30日にしたと考えると、それが審査官の業務が60日から30日に圧縮されて密度が濃くなっただけであれば、(審判官の業務効率化が審査官の業務の非効率化になっているということで)反比例の関係となり、審判官の業務が効率化されたといっても、全体として効率化されたとはいえないだろう。(田中委員)

3 事業評価について

HP については、重要な広報手段とは思いますが、それを大きく取り上げて評価するものかどうかとなると、疑問がある。(田辺委員)

記事が新聞に掲載されるかどうかは、基本的に受身の行為だと思うが、今後いかにして新聞に掲載される情報量を増していくかが課題になるということであろう。(小西委員)

事件の新聞掲載量が増加することは、周辺の同様の行為への抑制の意味もあると理解している。(田辺委員)

以上